

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市新型コロナウイルスワクチン訪問接種運営業務	
発 注 課	保健福祉局医療対策室業務調整課	
選 定 事 業 者	シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>「札幌市新型コロナウイルスワクチン訪問接種運営業務」は、高齢者施設等の入所者のうち、身体が不自由である等の理由により「かかりつけ医が居る医療機関」及び「集団接種会場」まで出向いて接種を行うことが困難である者等を対象として、医療従事者が施設等まで赴いて接種を行うものである。</p> <p>訪問接種の実施においては、接種等を行う医師の雇用が不可欠であるが、派遣法により医師の人材派遣については制限が有ることから、医師を直接雇用できる医療法人と提携を行っており、併せて接種業務を行う医療従事者、事務従事者等を人材として一括で集める事ができる業者との契約が必須となる。また、施設等への訪問接種を確実に実施するためには、既に訪問接種に関する実施方法及び接種後の管理のノウハウが確立しており、業務の管理運営や施設との接種調整を遅滞なく行えることも条件の一つとなる。</p> <p>このような条件下において、複数の医療法人との提携により医療従事者の安定した勤務が可能であり、万が一欠員が発生した際の代替人員の速やかな配置が行える他、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる高齢者施設等への訪問接種について、複数の他自治体との契約実績があり、接種の実施及び接種後の管理に関するノウハウを有している事業者は、シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社のみである。</p> <p>さらに、6月から訪問接種を実施することから、競争に付す時間的余裕が無いため、緊急に実施する業務として当該業者と随意契約を締結したい。</p> <p>なお、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」に係る契約締結については、令和2年12月18日付けで厚生労働省から「緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるもの」と通知されていることを申し添える。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入）	
決 定 日	令和3年5月17日	